

西予市職員の懲戒処分について

分限懲戒審査委員会を開催し、当市の懲戒基準に基づいて、以下のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

1 処分年月日 令和7年9月1日

2 被処分者の所属・役職・年齢・性別・処分内容・事由

所属	役職 年齢・性別	処分内容	処分事由
総務部	係長 30歳代・男性	停職6箇月	【業務処理不適正】【虚偽報告】【公文書の不適切な取扱い】【準公金処理不適正】 令和2年度から令和6年度にかけて、職員が加入している保険事業（自動車火災共済・任意生命共済）に関連する加入職員への割戻金の還付において、関係書類の遺失、現金（還付金）の不適切な処理（長期保管）及び書類の改ざんに加えて虚偽の報告を行っていたもの。 ※詳細は別紙資料①を参照
総務部	課長 50歳代・男性	戒告	上記事案に対する管理監督責任。
総務部	課長（当時） 50歳代・男性	戒告	上記事案に対する管理監督責任。

3 市長コメント

この度の非違行為は、準公金（保険割戻金）の不適正な取り扱いに関し、極めて遺憾であり、今回の事態を厳粛に重く受けとめるとともに、市民の皆様の信頼を著しく失墜させることとなり、深くお詫び申し上げます。

日頃から公金の取扱いについては、職員に対しまして、公務員倫理の向上と法令及び服務規程の順守を徹底してきたところですが、今回の事案は、公務員としてあってはならないことであり、誠に申し訳ございません。

関係職員を懲戒処分により厳しく戒めるとともに、今後は、二度とこのようなことが起こることがないように、厳しく指導いたしました。

職員一人一人が服務規律を徹底し、問題意識と危機感を持って、市民の皆様からの信頼回復に取り組んでまいります。